

【問10回答状況】

(%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	不明
(ア) 役員	19.2	7.2	1.2	8.0	39.6	23.6	1.1
(イ) 重要情報に接する可能性の高い職員	19.1	7.1	0.8	7.8	40.5	23.6	1.0
(ウ) 上記以外の職員	15.2	6.7	0.6	5.7	46.6	24.0	1.1
(エ) 派遣社員、パート・アルバイト	12.9	5.0	0.4	5.2	51.7	22.0	2.8
(オ) 退職後1年以内の者	10.8	4.2	0.3	4.7	56.8	19.3	3.9
(カ) 配偶者・同居家族	9.3	4.1	0.4	2.9	64.4	13.0	5.9

- ①上場会社が事前に許可した場合に限り自社の役職員等による他社株の売買を認める「許可型」
- ②他社株の売買についての最終的な判断は役職員等に委ねるものの、売買の実行前に予定する売買の内容を届出させる「事前届出型」
- ③上場会社が役職員等による他社株の売買動向の把握のみを目的として売買の実行後に実行した売買の内容を届出させる「事後届出型」
- ④役職員等の他社株の売買を一切認めない「禁止型」
- ⑤上場会社自身は役職員等の他社株の売買に一切関知しない「無関知型」
- ⑥その他

アンケートでは、問9の自社株売買の際の役職員等に対する管理方法と比べ、⑤無関知型の比率が高く、役職員等による自主的な管理に委ねる傾向がみられました。

個別に見ると、(ア)役員については、⑤無関知型が最も多く39.6%みられ、次いで⑥「その他」が23.6%、次いで①許可型が19.2%となりました。「その他」の内訳については、主に取引先等、業務上関係のある他社の株式を売買する場合は、「禁止」や「事前届出」とするものが多くみられました。この傾向は(イ)～(カ)のカテゴリーも同様です。

(イ)重要情報に接する可能性の高い職員についても、役員と同様の傾向がみられます。

一方で、(ウ)上記以外の職員については、役員や重要情報に接する可能性の高い職員と比べて⑤無関知型の比率が高くなりますが、④禁止型も5.7%と一定程度存在しました。取引先や検討案件の対象会社など、業務上特別な関係のある企業の株式売買を制限することには一定の合理性が認められますが、対象企業・社員の範囲が広範になり得ることから、制度化に当たっては過度に保守的なものにならないよう注意が必要です。

(カ)配偶者等については、①許可型・②事前届出型の合計で13.4%が事前の確認を要する手続を採用し、2.9%が④禁止型を採用していることが分かりますが、配偶者・同居家族の内部者取引を未然に防止するための方策としては情報管理の徹底がまず重要であり、不必要に売買管理の範囲を拡大することのないよう注意が必要です。